

# いじめ防止基本方針

< H29.9.1 改定 >

兵庫県立御影高等学校

# 兵庫県立御影高等学校いじめ防止基本方針

## 1 本校の基本方針

本校は、校訓である「清く、正しく、明るく、強く」の精神を基盤に、仲間と協調しつつ、自己を見つめより高い目標に向かって自覚的に努力し続ける知・徳・体の調和のとれた人間の育成に努めることを目標としている

そのために、全ての生徒が安心して学校生活を送り様々な活動に取り組むことができるようにいじめ防止に向け、日常の指導体制を整備し、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切かつ速やかに解決するための「学校いじめ防止基本方針」を定める。

## 2 基本的な考え方

本校は平成23年に創立70周年を迎えた伝統校である。第1学区（旧神戸第1・芦屋学区）に位置し、北の六甲山を背景とした風光明媚な住宅街の一角に立地している。交通の便もよく、JR、阪神、阪急のどの駅からも徒歩10分程度の距離にある。生徒は大変落ち着いており、温厚でまじめな生徒が多い。また、部活動にも積極的に取り組む生徒が多く、充実した高校生活を送っている。さらに、「行事の御影」と言われるくらい学校行事に積極的に取り組み、文化祭・体育祭等の行事には全校生徒が積極的に参加し、楽しんでいる。

そのような中で、「いじめ」については、「いじめは、どの学校・学級にも起こりうる」という認識をすべての教職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育て、「いじめのない学校」を目指して以下の指導体制を構築し、いじめの防止等を包括的に推進する。

## 3 いじめ防止等の指導体制・組織的対応等

### (1) 日常の指導体制

いじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、管理職を含む複数の教職員、心理等に関する専門的な知識を有するその他関係者により構成される日常の教育相談体制、生徒指導体制などの校内組織及び連携する関係機関を別に定める。

**別紙1** 校内指導体制及び関係機関

また、いじめは教職員や大人が気づきにくい所で行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が生徒の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さず、早期発見のためのチェックリストを別に定める。

**別紙2** チェックリスト

### (2) 未然防止及び早期発見のための指導計画

いじめ防止の観点から、学校教育活動全体を通して、いじめの防止に資する多様な取組を体系的・計画的に行うため、包括的な取組の方針、いじめ防止のための取組、早期発見のあり方、いじめへの対応にかかる教職員の資質能力向上を図る研修など、年間の指導計画を別に定める。

**別紙3** 年間指導計画

### (3) いじめを認知した際の組織的対応

いじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめを認知した場合は、日常業務において最優先事項と位置づけ、情報の収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を迅速に行う。いじめの解決に向けての組織的対応は別に定める。

**別紙4** 組織的対応

## 4 重大事態への対応

### (1) 重大事態とは

重大事態とは、「いじめにより生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」で、いじめを受ける生徒の状況で判断する。

事例としては、自殺を企画した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、相当の期間学校を休むことを余儀なくされた場合、転学を余儀なくされた場合などがあげられる。

また、「いじめにより生徒が相当期間学校を欠席することを相当の期間学校を休むことを余儀なくされた場合と認めるとき」であるが、「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が正当な理由なく一定の期間、連続して欠席しているような場合には、担任・学年・養護教諭がチェックした上で、速やかに校長へ報告を行う。

また、生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった時には、校長が判断し、迅速かつ適切に対応する。

### (2) 重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合、直ちに、県教育委員会に報告するとともに、校長がリーダーシップを発揮し、学校が主体となって、いじめ対応チームに専門的知識及び経験を有する外部の専門家である保護司等を加えた組織で調査し、事態の解決にあたる。

なお、事案によっては、県教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力する。

### (3) その他の事項

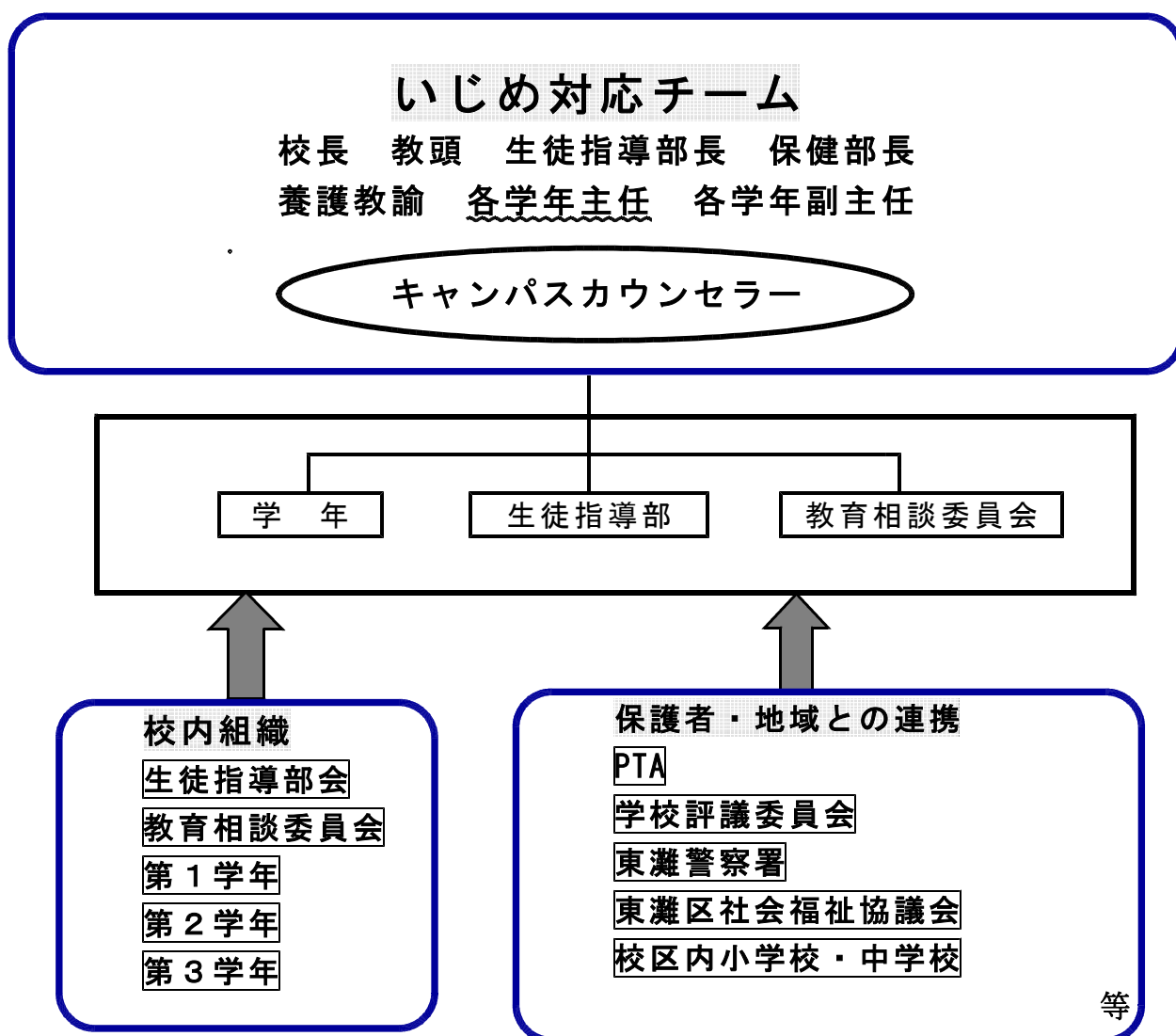
誰からも信頼される学校を目指している本校は、開かれた学校となるよう情報発信に努めてきた。いじめ防止等についても、地域とともに取り組む必要があるため、策定した本方針については、学校のホームページなどで公開するとともに、保護者会、三者懇談などあらゆる機会を利用して保護者や地域への情報発信に努める。

また、いじめ防止等に実効性の高い取組を実施するため、本方針が、実情に即して効果的に機能しているかについて、「いじめ対応チーム」を中心に点検し、必要に応じて見直す。本方針の見直しに際し、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から、生徒の意見を取り入れるなど、いじめの防止等について生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。また、地域を巻き込んだ学校の基本方針となるように、保護者等地域からの意見を積極的に聴取するように留意する。

校内指導体制及び関係機関

- 1 「いじめは絶対に許さない」「いじめを根絶する」という強い意志のもとで、学校全体で組織的な取り組みを行う。(人権教育・道徳教育・体験教育・特別活動等)
- 2 いじめ問題への組織的な取り組みを推進していくため、いじめ問題への対応に特化した機動的な「いじめ対応チーム」を設置する。
- 3 「いじめ対応チーム」を中心として、特定の教員がいじめ問題を抱え込むことのないように、教職員全体で共通理解を図り、報告、連絡、相談を確実にを行い、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。
- 4 生徒の状況や地域の実態に応じた取り組みを展開するために、アンケート・学校評価等を活用した検証・評価を定期的に行う。

<いじめ対応チームの構成員>



- ※ いじめ対応チームの会議は、いじめアンケート後を含め学期に1～2回行う。
- ※ いじめ問題が発生したときには即座に「いじめ対応チーム」を召集する。
- ※ ネットを利用したいじめに対し適切に対応する。

# いじめ早期発見のためのチェックリスト

## いじめが起こりやすい・起こっている集団

- 朝いつも誰かの机が曲がっている
- 掲示物が破れていたり落書きがあつたりする
- グループ分けすると特定の子どもが残る
- 学級やグループの中で絶えず周りの顔色をうかがう子どもがいる
- 自分たちのグループだけでまとまり、他を寄せつけない雰囲気がある
- 些細なことで冷やかしたりするグループがある
- 教職員がいないと掃除がきちんとできない
- 特定の子どもに気を遣っている雰囲気がある

## いじめられている子

- ◎ 日常の行動・表情の様子
  - わざとらしくはしゃいでいる
  - いつもみんなの行動を気にし、目立たないようにしている
  - 下を向いて視線を合わせようとしない
  - 早退や一人で下校することが増える
  - 腹痛など体調不良を訴えて保健室へ行きたがる
  - 友だちに悪口を言われても言い返さなかったり、愛想笑いをする
  - おどおど、にやにや、そわそわしている
  - 顔色が悪く、元気がない
  - 遅刻・欠席が多くなる
  - 時々涙ぐんでいる
- ◎ 授業中・休み時間
  - 発言すると友だちから冷やかされる
  - 班編制の時に孤立しがちである
  - 学習意欲が減退し、忘れ物が増える
  - 教職員がほめると冷やかされたり、陰口を言われたりする
  - 一人でいることが多い
  - 教室へいつも遅れて入ってくる
  - 教職員の近くにいたがる
- ◎ 昼食時
  - 好きなものを他の子どもにあげる
  - 食事の量が減ったり、食べなかったりする
  - 他の子どもの机から机を少し離している
  - 食べ物にいたずらされる
- ◎ 清掃時
  - いつも雑巾がけやごみ捨ての当番になっている
  - 一人で離れて掃除をしている
- ◎ その他
  - トイレなどに個人を中傷する落書きが書かれる
  - 持ち物が壊されたり、隠されたりする
  - 部活動を休むことが多くなり、やめると言い出す
  - けがの状況と本人が言う理由が一致しない
  - 必要以上のお金を持ち、友だちにおごるなどする
  - 持ち物や机、ロッカーに落書きをされる
  - 理由もなく成績が突然下がる
  - 服に靴の跡がついている
  - 手や足にすり傷やあざがある

## いじめている子

- 多くのストレスをかかえている
- あからさまに、教職員の機嫌をとる
- 教職員によって態度を変える
- グループで行動し、他の子どもに指示を出す
- 活発に活動するが他の子どもにきつい言葉をつかう
- 家や学校で悪者扱いされていると思っている
- 特定の子どもにのみ強い仲間意識をもつ
- 教職員の指導を素直に受け取れない
- 他の子どもに対して威嚇する表情をする

# 年間指導計画

別紙 3

	職員会議等	未然防止に向けた取り組み	早期発見に向けた取り組み
4月	いじめ対応チーム 指導方針・計画作成	入学前の中学校との情報交換 生徒指導部長講話 サイバー犯罪防犯教室 (1年生対象) 学級作り	個別面談
5月	生徒指導に関する職員研修	P T A 総会での講演	
6月			いじめアンケート
7月	いじめアンケート結果報告	保護者会 (各学年) 学年集会 生徒指導部長講話	三者面談 チェックリストによるチェック
9月			個別面談 公開授業
10月		保護者会 (各学年)	個別面談
11月			いじめアンケート
12月	いじめアンケート結果報告	人権学習・講演会 学年集会 生徒指導部長講話	チェックリストによるチェック
1月			学校評価
2月			いじめアンケート
3月	いじめアンケート結果報告 いじめ対応チーム本年度 まとめ	学年集会 生徒指導部長講話	チェックリストによるチェック

## いじめ情報のキャッチ

日常の観察・いじめアンケート・教育相談・個人面談・生徒からの訴え・情報提供等の情報

### 正確な実態把握

- ① 報告の流れ  
 情報を得た教職員  
 →当該生徒の担任・学年主任等  
 →生徒指導部長・教頭  
 →校長  
 →県教育委員会
- ② 保護者へは、事実確認をした後、連絡する。(その後は適宜連絡)

### 指導体制・方針決定

#### いじめ対応チームの招集・指揮(校長)

- 〈いじめ対応チームで緊急対策会議の開催〉
- ① 情報を得た教職員から報告を受け、チーム内で共通理解。
  - ② 調査方針及び分担を決定。
  - ③ 事案の状況から、事実を調査するメンバーを決定。
  - ④ 2名以上の教員で当該生徒に事実を確認し、事実関係を把握していじめ対応チームへ報告。
  - ⑤ 報告を受けた後、いじめ対応チームは、会議で指導方針を決定し、指導体制を編成。(当該生徒の担任・学年主任・副主任・部活動顧問・学年生徒指導係等)
  - ⑥ 職員会議で報告、職員全体で共通理解。

## 連携

### 保護者

### 生徒への指導・支援

### 連絡・相談

### 関係機関

- ① いじめ解消に向けた指導をする。  
 (7) いじめられた生徒にはどんなことがあろうと守り抜くことを約束する。  
 (イ) いじめた生徒には「いじめは決して許されない行為である」という意識を持たせる。
- ② 暴力・恐喝等の犯罪行為等、学校だけでは指導が困難な場合、または重大な事案があった場合は関係機関に支援を依頼する。

- ・警察(東灘警察署安全生活課少年係)  
078-854-0110(代)
- ・神戸東部少年サポートセンター  
078-341-7441
- ・こども家庭センター  
078-382-2525
- ・東灘区社会福祉事務所  
078-841-4131

## 今後の対応

### 支援依頼

- ① いじめ事案が解消されたとしても、経過観察を行い、事後も継続指導を行う。
- ② キャンパスカウンセラー等の活用も含め、心のケアをする。
- ③ 再発防止・未然防止活動は継続していく。

#### ※生命又は身体の安全がおびやかされるような重大な事案が生じた場合

- ① 速やかに県教育委員会や警察等の関係機関へ報告する。
- ② 県教育委員会の支援のもと管理職が中心となり、学校全体で組織的に対応し、迅速に事案解決にあたる。
- ③ 事案によっては、当事者の同意を得た後、説明文書の配布や緊急保護者会を実施する。

#### ※ネット上でのいじめへの対応

- ネットを利用したいじめは、その匿名性のために罪悪感が低くなりがちである。相手の気持ちかわかりにくく、いじめがエスカレートしやすい上に、広範囲に広がる危険性がある。
- (7) 生徒に、4月当初の新入生を対象とする「サイバー教育」などネットに関する正しい知識を提供するとともに、個別面談等では情報を積極的に収集する。
  - (イ) 誹謗中傷を書き込むことは「いじめ」にもつながり、悪質なものは警察に検挙されること等を生徒に認識させ、情報モラルの指導を折に触れてこまめに行う。

平成29年度 第1回「いじめ」などに関するアンケート

※回答は回答欄に記入してください。

年 組 番  
 性別 1 男 2 女

回答欄

番号を記入  
性別

1. 1学期は楽しかったですか。

- ①楽しかった                      ②どちらとも言えない                      ③楽しくなかった

番号を記入  
1.

2. 4月以降、友達関係の中で「いやだな」「しんどいな」と思ったことはありますか。

- ①よくあった                      ②時々あった                      ③なかった

番号を記入  
2.

3. 4月以降「いじめ」はありましたか。(複数回答可)

- ①自分に対してあった                      ②見聞きしたことがある                      ③なかった

番号を記入  
3.

4. 3で①か②と答えた人に聞きます。以下のどの項目に該当しますか。(複数回答可)

該当する回答欄に○を記入してください。

- a 冷やかしゃからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- b 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- c 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- d ひどくぶたれたり、叩かれたり、蹴られたりする
- e 金品をたかられる。
- f 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- g 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- h パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる。
- i その他(下に記入してください)

4.    ①の人    ②の人  
      ↓        ↓

a	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
b	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
c	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
d	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
e	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
f	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
g	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
h	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

具体的な事例を記入してください。